

**全国厚生労働関係  
部局長会議資料  
(説明資料)**

**令和4年1月  
政策統括官(総合政策担当)**

## (目次)

- **公的価格評価検討委員会中間整理について……………2**
- **就職氷河期世代への支援について……………7**
- **地方公共団体と厚生労働省間共同ポータルサイト  
「OnePublic」について……………10**
- **厚生労働省における孤独・孤立対策及び  
「地域づくり」政策について……………13**

# **公的価格評価検討委員会中間整理について**

# 全世代型社会保障構築会議・公的価格評価検討委員会について

## 全世代型社会保障構築会議 (全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)・有識者)

※11月9日に  
第1回を合同開催。

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	高久玲音	一橋大学経済学研究科准教授
落合陽一	メディアアーティスト	武田洋子	三菱総合研究所シンクタンク部門 副部門長(兼)政策・経済センター長
笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
香取照幸	上智大学総合人間科学部教授/ 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授	沼尾波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
熊谷亮丸	株式会社大和総研副理事長兼専務取締役 リサーチ本部長	◎ 増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
権丈善一	慶應義塾大学商学部教授	水島郁子	大阪大学理事・副学長
国土典宏	国立国際医療研究センター理事長	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科准教授
◎ 清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団 理事長/慶應義塾学事顧問		(五十音順 敬称略)

◎：座長 ○：座長代理

## 公的価格評価検討委員会

※11月9日に第1回を合同開催、  
12月3日に第2回、  
12月21日に第3回を開催。

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	◎ 武田洋子	三菱総合研究所シンクタンク部門 副部門長(兼)政策・経済センター長
菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
権丈善一	慶應義塾大学商学部教授	◎ 増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授

(五十音順 敬称略)  
◎：座長 ○：座長代理

(参考)経済財政運営と改革の基本方針2021(抜粋)(令和3年6月)

### (2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

(略)その際、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進める。こうした対応について速やかに着手する。 3

今般の経済対策における措置も踏まえた上で、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方、処遇改善の方向性について、中間整理を行ったもの。

1. はじめに … 今回の検討の経緯について整理
2. 公的価格の制度について … 報酬・価格の決め方や、既存の処遇改善の仕組み、費用負担、各職種の賃金の現状について整理
3. 経済対策における措置 … 当該措置について評価しつつ、現場に着実に行き渡るよう必要な対応を進めること等を指摘

## 【4（1）処遇改善の基本的考え方】

- ・新しい資本主義において、人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」。官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長にもつなげる。これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要。
- ・新たな資本主義を実現するためには、今後も、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境整備が必要。

## 【4（2）処遇改善の方向性】

### 介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

- ・処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていること。
- ・その際、他産業との乖離や有効求人倍率、他の職種との比較や各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間、経験年数、勤続年数なども考慮すべき。
- ・今後、医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加すると見込まれることも踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべき。
- ・経験年数や勤続年数に応じた処遇改善の取組は、職場への定着や経験・技能の高度化等につながる。
- ・経験・技能のある職員に重点化した処遇改善の在り方について検討し、次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業（適切な他産業がなければ全産業平均）と遜色ない水準とすることを目指すべき。

### 看護職員

- ・従前より全産業平均を上回る賃金水準である看護師については、今般の経済対策を踏まえ、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員について、収入を3%程度引き上げていくべき。
- ・管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場におけるキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき。
- ・あわせて、経験・技術に応じた処遇ルールの明確化（賃金体系の整備）やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方等の勤務環境の改善についても検討すべき。

- ・今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、これまでの措置で明らかになった課題や対象外となった職種も含め、検証を行うべき。
- ・こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべき。
- ・本委員会は、処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来夏までに方向性を整理する。

## 厚生労働省関係

## ○ 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1,665億円

保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(注1)を、令和4年2月から実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(注3)を、令和4年2月から実施する。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」: 一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

(注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 厚生労働省関係

## ○ 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ【新規】 395億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、以下の取組を実施する。

看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置(注3)を講じることとする。また、介護については、介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注3) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

# 就職氷河期世代への支援について



# 就職氷河期世代支援に関する行動計画2021の概要

(令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」は、令和2年度からの3年間を集中的に取り組むべき期間と定め、就職氷河期世代の就労支援や社会参加支援を行うこととした。
- 就職氷河期世代支援に関する行動計画は、同プログラムを踏まえた具体的な施策について、関係者の連携の推進、就労支援、社会参加支援、その他の取組に分けて記載している。毎年12月を目途に来年度政府予算案などを踏まえた改定を行っている。

## ●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
  - ・毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押し

## ●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
  - ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口の体制を拡充。担当者によるチーム支援を実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
  - ・就職に直結する資格習得に向けた支援、リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保 等
- 企業への助成
  - ・企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給

## ●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
  - ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
  - ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
  - ・地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
  - ・身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
  - ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
  - ・8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進 等

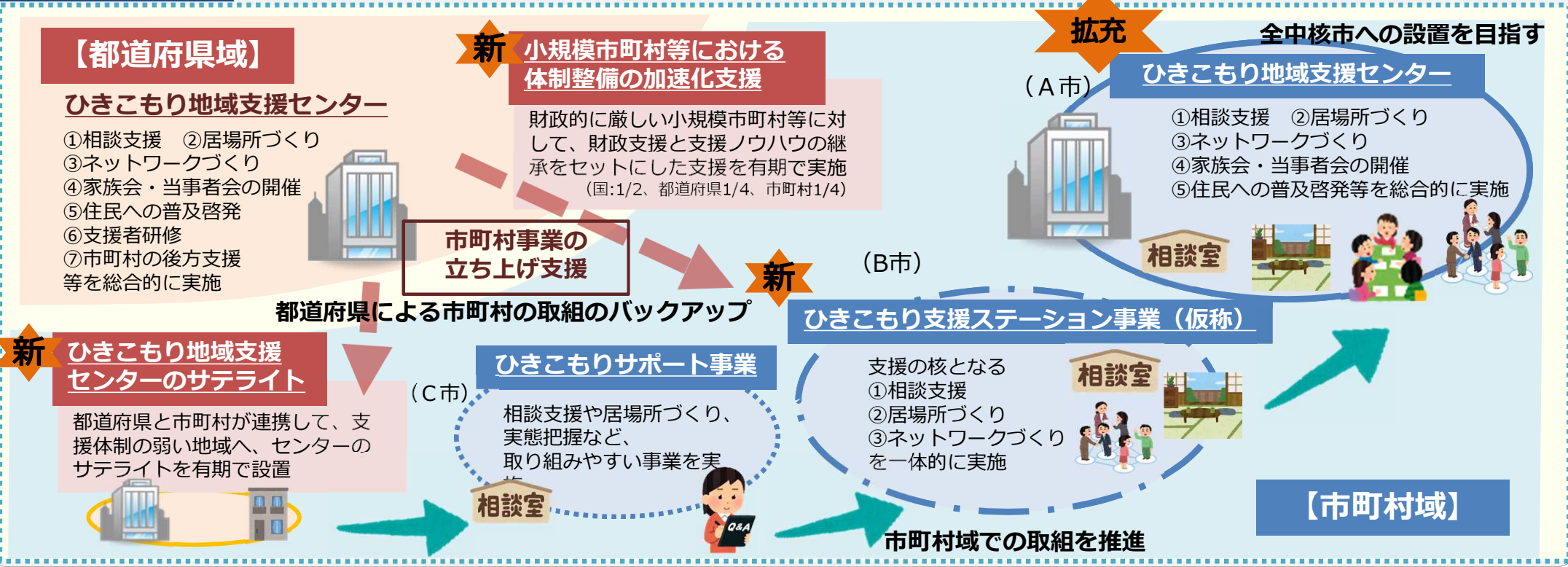
## ●その他の取組

- ・就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・国家公務員・地方公務員の中途採用の促進 等

- ◇ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」の設置を進めてきた。（平成30年度に全ての都道府県・指定都市への設置が完了）
- ◇今後は、より身近な地域でも相談できる体制を構築するため、市町村域での取組の推進に注力し、あわせて支援内容の充実を図る。
- ◇具体的には、市町村域でのメニューについて、これまでの「ひきこもりサポート事業」に加え、
  - ①「ひきこもり地域支援センター」を、相談支援、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発等を総合的に実施する機関と整理した上で、中核市や一般市町村にも設置可能とする。
  - ②新たに、支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業（仮称）」を創設し、ひきこもりサポート事業よりも手厚く補助する仕組みを導入する。
- ◇あわせて、都道府県による市町村の取組のバックアップ機能として、新たに、①市町村と連携した「ひきこもり地域支援センター」のサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県域内の支援の平準化と市町村の体制整備を図る。

実施主体：都道府県・市町村  
補助率：1/2

## 事業イメージ



# 地方公共団体と厚生労働省間 共同ポータルサイト「OnePublic」について

# OnePublicの機能等の概要

共同ポータル



## <主な機能>

### 通知・事務連絡等の掲載機能

従来のメールや郵送を用いた発出に代わって、ポータルサイト上で全ての地方自治体に一斉に通知を発出し、厚生労働省から地方自治体に対してスムーズに情報伝達を行う。

### 情報交換等を行うコミュニティ機能（掲示板）

厚生労働省の各課室が設定した掲示板の中で相互にコメントを付け合い、厚生労働省と地方自治体間で活発なコミュニケーションを図る。

### 地方自治体に対するアンケート機能

厚生労働省から地方自治体に向けて行うアンケートをポータルサイト上で実施する。

## <利用者> ※令和3年度時点

厚生労働省  
本省

- 厚生労働省組織令に基づく政令課室

地方  
厚生（支）局

- 全国8か所の厚生（支）局

都道府県

市区町村

- 厚生労働行政に関する部局・課室

## <サイトイメージ>



1. インターネットエクスプローラー（IE）のサポートが終了したことに伴い、令和3年11月21日から同ブラウザにおいて掲載物を閲覧できなかったり、表示が崩れて内容が確認できなかったりする事象が発生しております。最新バージョンの他ブラウザ（Firefox,Edge,Chrome）へ移行していただきますようお願いいたします。
2. 現在もOnePublicへの接続が未完了の地方公共団体は、速やかに対応をお願いいたします。

# 厚生労働省における孤独・孤立対策 及び「地域づくり」政策について

## 1. 孤独・孤立対策の現状

＜新型コロナ感染拡大前＞

職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化

＜新型コロナ感染拡大後＞

交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → **社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**

## 2. 孤独・孤立対策の基本理念

### (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
  - ・ **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの**
  - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。**社会全体で対応しなければならない問題。**
  - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態  
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態  
**当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様**
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、**孤独・孤立双方を一体で捉え**、多様なアプローチや手法により対応。「**望まない孤独**」と「**孤立**」を対象として取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「**予防**」の**観点**が重要。  
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「**つながり**」が生まれる社会」を目指して取り組む。「**予防**」の観点からの施策の在り方を検討。

### (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立って**、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- **その時々**の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、**きめ細かな施策**を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える**当事者の家族等も含めて支援**する観点から施策を推進

### (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と**対等につながり**、「**つながり**」を**実感できることが重要**。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、**行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実**
- **関係行政機関（特に基礎自治体）**において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の**推進体制**を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、**安定的・継続的に施策を展開**

### 3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

#### (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

##### ① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

##### ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

##### ③ 声を上げやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

#### (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

##### ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進

##### ② 人材育成等の支援

- ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

#### (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

##### ① 居場所の確保

- ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

##### ② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

##### ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

##### ④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

#### (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

##### ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

##### ② NPO等との対話の推進

##### ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

##### ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

### 4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。

特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。

- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。



# 孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日（火）推進会議決定）（厚生労働省関係）

（重点計画の構成 1. 孤独・孤立対策の現状 2. 孤独・孤立対策の基本理念等 3. 孤独・孤立対策の基本方針 4. 具体的な施策）

厚生労働省関係の具体的施策 ※柱Ⅰ～Ⅳに整理された各施策ごとに、現状、課題、目標、対策を記載

## 柱Ⅰ. 孤独・孤立に陥っても支援を求める声をあげやすい社会とする

### ○支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信  
【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省】
- ・支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務

### ○声を上げやすい環境整備

- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施
- ・個別労働紛争対策の推進

## 柱Ⅱ. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

### ○相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

- ・ひとり親家庭への支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・フリーランスに係る相談支援及び周知広報
- ・求職者への就職支援の充実
- ・障害者相談支援体制の充実・強化
- ・自殺対策に係る取組の強化

### ○人材育成等の支援

- ・精神疾患の予防や早期介入の促進
- ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修
- ・重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の養成
- ・ひきこもり地域支援センター職員に対する研修の実施
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援

### ○関連施策の推進

- ・男性の育児休業取得促進
- ・職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応
- ・事業場における産業保健活動の支援

## 柱Ⅳ. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

### ○孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

- ・社会的養護における自立支援の充実
- ・労働者協同組合の設立の支援
- ・自殺対策に係る取組の強化
- ・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援

## 柱Ⅲ. 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

### ○居場所の確保

- ・社会的養護における自立支援の充実
- ・地域における子育て世帯への支援
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援
- ・高齢者の通いの場の継続・再開
- ・家族介護者の交流会の開催支援
- ・認知症カフェの普及・促進
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進
- ・地域における包括的な支援体制の推進
- ・ひきこもり支援の推進
- ・被災地見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】

### ○アウトリーチ型支援体制の構築

- ・こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【デジタル庁、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省】
- ・地域若者サポートステーションの周知・広報の充実等
- ・地域包括支援センターの運営
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化
- ・困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討

### ○保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進

### ○地域における包括的支援体制の推進

- ・地域における子どもの見守り体制の強化
- ・児童相談所の体制整備等による相談体制の強化
- ・ヤングケアラーの支援に関する取組
- ・成年後見制度の利用促進
- ・民生委員・児童委員活動への支援
- ・社会福祉協議会への支援
- ・生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進
- ・生活困窮者の就労準備支援
- ・困難な問題を抱える女性支援
- ・高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進

### ○関連施策の推進

- ・良質なテレワークの導入・定着促進
- ・職業訓練等の活用促進
- ・難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進【厚生労働省、消費者庁】
- ・障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実
- ・単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実
- ・摂食障害治療における支援体制の整備

## 3. 孤独・孤立対策の基本方針

**（3）見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う**

### ④地域における包括的支援体制の推進

（略）また、地域の関係者が連携・協力しつつ、福祉と教育の連携（例えば、子どもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み）、福祉と保健医療、雇用・就労、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。（略）

**（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する**

### ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立の問題への対応や官・民・NPO等の連携を円滑に進める観点から、地方自治体（特に基礎自治体）における既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制（縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる体制）の整備を促進する。

また、地方自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報の提供・共有を行う。

# 「地域づくり」は縦糸と横糸が織りなす 政策的には縦糸づくりがカギ

## 縦糸

## ×

## 横糸

### コミュニティ(自治会・小学校区単位等)の取組

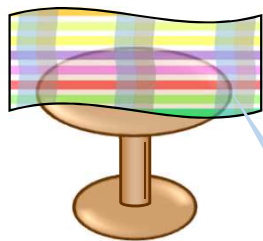
- ・ 市町村行政  
介護保険の介護予防、生活支援は必須
- ・ 地域住民の主体的参画

### NPOやボランティアの取組

- ・ 高齢者支援、認知症支援
- ・ 障害者支援
- ・ 子ども食堂
- ・ 孤独・孤立支援
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 防犯活動
- ・ リサイクル活動
- ・ 里山保全活動 などなど

# 市町村・縦系と横系の地域づくり

住んでよかったと思える地域を広げるため、各市町村の創意工夫のもと、助けあい・支えあい・健康づくりなどの縦系と横系が織りなす、地域づくりを進める。



テーブル＝地域共生社会の実現に向けて行政主導で構築した相談支援体制

**縦系**

＝地元住民や地元行政の取組

A 小学校区等  
コミュニティ地域

B 小学校区等  
コミュニティ地域

C 小学校区等  
コミュニティ地域

域内の自治会、町内会等の主体的参加  
介護保険の介護予防・生活支援・移動支援のほか、子育て支援など行政が関わる取組

※どの横系と関わるかは、各コミュニティ地域次第  
(例)

**横系**

|| NPOやボランティアの取組

高齢者支援  
認知症支援

障害者支援

子ども食堂

学習支援  
孤独・孤立支援

生活困窮者支援

子どもの安全  
防犯活動

リサイクル  
活動

里山保全活動

などなど

政策統括官付政策統括室 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
公的価格評価検討委員会中間整理について(P.2~6)	政策統括官付 政策統括室	政策第一班	中村 祐貴 水島 武大	7691 7673
就職氷河期世代への支援について(P.7~9)	政策統括官付 政策統括室	政策第二班	渡部 宏樹 佐藤 和哉	7722 7715
One Publicについて(P.10~12)	政策統括官付 政策統括室	政策第五班	小坂 美貴	7679
孤独・孤立対策及び「地域づくり」政策について(P.13~19)	政策統括官付 政策統括室	政策第五班	中村 早希	7695